

平成 30 年 第 10 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 10 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 10 月 19 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 10 月 19 日 午前 9 時 30 分				
	閉会	平成 30 年 10 月 19 日 午前 10 時 45 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 15 番	福岡 裕幸	席番 16 番	立迫 眞由美		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	
2	樽野 利秋		10	坪山 博志	
3	白坂 正治		11	池袋 良子	
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	
6	熊野 廉太郎		14	橋口 美一	
7	原田 純一		15	中之内 瑞穂	
8	田尾 昭三		16	大原 雅隆	

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 81 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 82 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第 83 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  議案第 84 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 85 号 非農地証明願の承認について  議案第 86 号 非農地証明願に伴う対象農地の承認について  議案第 87 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 88 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 10 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 15 番、福岡委員と、席番 16 番、立迫委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂中委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件一緒をお願いします。</p>
委員	坂中	<p>あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>議案は 4 ページの 34 番と 35 番でございます。まず 34 番ですが譲受人は蓬原の〇〇さんで、土地は、蓬原前畑 3155 番 1 田 1,021 m<sup>2</sup>で譲受人は有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>次に 35 番ですが譲受人は蓬原の〇〇さんで、土地は、蓬原前畑 3098 番 2 田 490 m<sup>2</sup>、3149 番 田 260 m<sup>2</sup>、3154 番 2 田 742 m<sup>2</sup>で、譲受人は 2 件とも有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>〇〇さんは、生産牛 37 頭、受託肥育牛 220 頭を経営する畜産農家です。あっせん価格は、34 番の 1,021 m<sup>2</sup>が総額で 20 万円、35 番の 3 筆 1,492 m<sup>2</sup>が総額で 15 万円でした。</p> <p>あっせん成立日が 9 月 21 日、あっせん委員は上野委員と坂中でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>〇〇さんの分ですが、今、なかなか農家の方が忙しくあたっておりますがまだ成立しておりません。引き続き活動したいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	坂元	〇〇さんの分ですが、現在なかなかの中での活動中です。頑張っていきたいと思います。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	あっせんが成立しましたので報告を申し上げます。 譲受者は有明町山重〇〇番地〇の〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。 土地は、有明町山重上之段 12085 番 4 畑 3,400 m <sup>2</sup> です。 〇〇さんはメロンを 1.5ha 程栽培されております。 あっせん成立日は9月21日で総額 100 万円でした。この場所は、農道と段差があります。あっせん委員は、永田委員と私立山でした。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。 次に、私の関係分について、報告いたします。 10月11日から12日にかけて、県各市農業委員会連絡協議会が鹿児島市役所で開催されました。 10月17日、県農業会議巡回訪問で、農業会議職員2名が訪問され、農業者年金の加入促進や農業新聞の普及拡大についてお願いがありました。 次に、日程第4、議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 今回は、12件の申請でございます。 まず、6ページ、番号82番を審議いたします。 事務局で説明をお願いいたします。
主任主査	圖師	はい議長、それでは議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請の番号82番について説明申し上げます。 議案書は、6ページです。 まず、譲渡人は松山町新橋にお住まいの〇〇さん84歳で、譲受人は曾於市末吉町諏訪方の有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が3筆で2,554平方メートルです。 〇〇は農地所有適格法人 認定農業者であるため、本日はお呼びしていません。 今回の申請地の場所でございますが、県道塗木大隅線を泰野から新橋方向に進みますと右手に半下石建設があります。そこから右折し1kメートル

		<p>ほど進んだところの右手にあります。</p> <p>有限会社〇〇の農業経営につきましては、総会資料 3 ページのとおりでございますが、トウモロコシを作付けしていくとの事であります。</p> <p>通作距離は有限会社〇〇から 20 k メートル、車で 35 分以内との事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号 82 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号 82 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 83 番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました、番号 83 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。兄弟になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道柿木志布志線を志布志方向に行きますと遠迫商店がありますがその先の交差点を左折し、大続自治会方向へ 1.3 キロ行った所の道路右上にあります。</p> <p>本人宅からは、約 3 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻 30 アール、茶 20 アールを栽培しており、申請地には水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

議長	山下	ご審議方よろしくお願ひします。 はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 84 番を審議いたします。 同じく隈元委員説明をお願いいたします。
委員	隈元	会長より依頼のありました、番号 84 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 親子になります。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道柿木志布志線を尾野見小学校から志布志方面へ 1 キロ程行きますと、水田地帯が見えますがそこから右へ 50 メートル程行った所の左側の田です。 本人宅からは、約 5 分のところがございます。 〇〇さんは、夫婦で水稲 12 アール、甘藷 50 アールを栽培しており、申請地には水稲を作付けするとのことでした。 農機具は、トラクター 1 台、軽トラ 2 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われませぬ。また周囲の状況からも支障はないと思われませぬ。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 85 番を審議いたします。



<p>委員 神宮司</p>	<p>神宮司委員説明をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました、番号 85 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、安楽小学校より 1 キロ程南へ下り、右へ 50 メートル程の所に松崎農機商会があります。さらに西へ 300 メートル進んだ所にあります。</p> <p>本人宅からは、約 3 キロのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、農業暦 40 年で奥様と 2 人農業を営まれ水稻を主に栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのこととです。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、米乾燥機 4 基を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号 86 番を審議いたします。</p> <p>道山委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 道山</p>	<p>会長より依頼のありました、番号 86 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市伊敷台〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございませぬ。申請地の場所は、市道昭和弓場ケ尾線を志布志から松山方向に向かい、株式会社さかうえの手前を伸絃ゴルフ場の方へ右折し、南へ 500 メートルの右側に位置します。本人宅からは、1 キロのところにございませぬ。</p> <p>〇〇さんは、芝、甘藷を主に栽培しており、申請地にも芝を作付けする</p>

		<p>予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター、甘藷掘取機、乗用芝刈機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号87番を審議いたします。</p> <p>番号87番と、8ページ、番号88番は関連がございますので一緒に説明を受けたいと思ひますがご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>矢野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました、番号87、番号88について報告いたします。</p> <p>まず、87番ですが譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より通山飯山1号線を通山方向に2キロ進み、グリーンロード交差点から西へ約100メートルの所です。</p> <p>本人宅からは、車5分のところにあります。</p> <p>続いて番号88ですが、譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は先ほどと同じく、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、先ほどの87番の400メートル程南に位置します。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、妻、子供の3人で米、牧草、かぼちゃ</p>

		<p>を主に栽培しており、申請地には米と牧草を作付けするとのこと。</p> <p>農機具は、トラクター3台、田植機1台、動噴1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。</p> <p>まず、番号87番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号88番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号89番を審議いたします。</p> <p>坂中委員説明をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました、番号89を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県宮崎市小戸町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、字外堀215番2は、県道513号沿いの蓬原小学校から大崎町菱田方面へ1.5キロメートル進んだ左側県道沿いにあります。本人宅からは、約200メートルところにあります。</p> <p>上之段1051番の2田は、先ほどの畑から県道513号線は大崎町菱田方面へさらに200メートル進み、普現堂公民館前を右折し、600メートル進んだ所を右折し、100メートル進んだ左側にあります。本人宅からは、約800</p>

		<p>メートルところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で早期水稻を中心にかぼちゃ、トマト等を栽培しており、申請地には早期水稻、大麦若葉を作付けするとのこと。</p> <p>農機具は、トラクター1台、普通トラックを保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませ。</p> <p>次に、番号90番を審議いたします。</p> <p>吉國委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	吉國	<p>番号90を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、兵庫県加古郡稲美町加古〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、ケイシーライナー志布志営業所の手前の信号を志布志へ向かって左に行き、牧正一さん宅より左に曲がって500メートルのところにあります。</p> <p>本人宅から、約2キロのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、米、甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのこと。</p> <p>農機具は、トラクター1台、トラック1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、9ページ、番号91番を審議いたします。 同じく、吉國委員説明をお願いいたします。
委員	吉國	番号91を報告いたします。 譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受 人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、蓬原中 野公民館前の道路を東へ100メートル行った所でございます。 本人宅から、車で約5分のところがございます。 〇〇さんは、夫婦で米、甘藷を栽培しており、申請地にも米を作付けす る予定とのことです。 農機具は、田植機、コンバイン、トラクター2台を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条 の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号92番を審議いたします。 番号92番と、番号93番は関連がございますので一緒に説明を受けたい と思ひますがご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 立山委員説明をお願いいたします。

委員	立山	<p>会長より依頼のありました、番号 92 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、東京都昭島市宮沢町〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。兄弟になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、山重小学校前の国道 269 号線の隣にあります。</p> <p>次に番号 93 について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於市大隅町岩川〇〇番地〇 〇〇荘〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じく志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>場所も先ほどと同じ所にあります。</p> <p>本人宅からは、500 メートルのところにございます。〇〇さんは、兼業農家であり夫婦で甘藷や野菜等を栽培しており、申請地には甘藷と白菜を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、管理機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。</p> <p>まず、番号 92 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 93 番を審議いたします。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第82号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>11ページ、番号27番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第82号、番号27番についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は5ページから7ページをご覧ください。</p> <p>調査日は10月4日、調査委員は吉野委員、諏訪委員と私、立迫です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の場所は、伊崎田中野集会所から松山町桃木方面に500メートル進んだ右側下の田になります。</p> <p>除外の目的は山林です。杉の木を750本程植えるとのことでした。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側も山林、南側は河川、西側は田です。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号28番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された、立迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立迫	<p>議案第82号、番号28番についてご報告いたします。</p>

		<p>総会資料は8ページから10ページをご覧ください。</p> <p>調査日は10月4日、調査委員は吉野委員、諏訪委員と私、立迫です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、東吉村の信号機を志布志方面に行き、福崎精米所を右折して180メートル南に行った左にありました。</p> <p>除外の目的は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側も畑、西側は公衆用道路です。排水は、農業集落排水に流すとのことでした。その他としまして、隣接の農家に迷惑をかけないようにと指導させていただきました。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、 番号29番を 審議いたします。
		現地を調査された、吉野委員の 報告をお願いいたします。
委員	吉野	議案第82号、番号29番についてご報告いたします。
		調査日は10月4日、調査委員は立迫委員、諏訪委員と私、吉野でありました。別紙総会資料は11ページから13ページをご覧ください。
		申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。立会人も、〇〇さんでした。



		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりで、場所は有明中学校前を南へ3キロ程下りて、肆部合交差点の信号機を過ぎて高架橋を200メートルぐらい進んで肆部合住宅の入口に入った50メートルの所にあります。</p> <p>除外の目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。排水は、集落排水に流すとのことでございます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。以上、報告を終わります。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませ
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませ
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		<p>よって、日程第5、議案第82号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第83号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>13ページ、番号5番を審議いたします。</p> <p>番号5番は、先ほどの議案第82号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号27番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませ</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認める

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>ことに、ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第83号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第84号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 最初に、15ページ、番号69番を審議いたします。 番号69番は、9月に現地調査を行ったものの書類に不備があり、審議を保留としておりました案件でございます。</p>
<p>主任主査 永野</p>	<p>最初に、その経緯について事務局説明して下さい。 この案件につきましては、現地調査まで滞りなく終わっていたのですが、現地調査後に一部農地に利用権設定がされているままであることがわかりまして、合意解約書が出たことを確認してから、今月の総会に上げさせていただいたところでございます。</p>
<p>委員 宮脇勇</p>	<p>それでは、現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 それでは、議案第84号、番号69についてご報告いたします。 調査日は9月6日でした。調査委員は矢野委員、橋口委員と私です。事務局から2人出席いたしました。 別紙総会資料は14ページから17ページをご覧ください。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと、鹿児島市桜ヶ丘〇丁目〇〇番〇号の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さん、鹿屋市上谷町〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さん、福岡県糟屋郡志免町田富〇丁目〇〇番〇号の〇〇さん、志布志市志布志町帖〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号の〇〇さんです。 譲受人は、東京都中央区日本橋〇丁目〇〇番〇号にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>場所は、国道 220 号線を志布志から鹿屋方向へ向かうところにあるパチンコ店の敷地南側です。</p> <p>今回の申請内容は、現在のパチンコ店を移転し、その駐車場を整備して新たにコンビニエンスストアを建築したいとのことで、転用目的はパチンコ店舗、コンビニエンスストアです。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は田、南側は公衆用道路、西側は雑種地です。排水は、敷地内に排水路を設け、南側に貯水池を設けて排水路に流すということでした。</p> <p>申請地は、都市計画地域の用途区域が定められた区域内にあるため、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、18 ページ、番号 70 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>議案第 84 号、番号 70 についてご報告させていただきます。</p> <p>別紙総会資料は 18 ページから 20 ページをご覧ください。</p> <p>調査日は 10 月 4 日、調査委員は吉國委員、熊野委員と私です。事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町井俣〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんであります。立会人は、〇〇さんでありました。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりであります。</p> <p>場所は、国道 220 号線より吹上庵から市道一丁田宇都鼻線へ上り、北へ</p>

		<p>700メートル入った迫田工業から左へ200メートル程、南へ200メートル程行った場所にあります。</p> <p>転用目的は、音楽教室であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側も宅地、南側も宅地、西側は畑であります。本人宅の前になります。排水は敷地内を自然流下で道路側溝へ流すということでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号71番を審議いたします。</p> <p>番号71番は、平成30年5月総会の議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号15番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号72番を審議いたします。</p> <p>番号72番は、平成30年5月総会の議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号16番で審議されましたところの5条申請でございます。</p>

		す。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、19 ページ、番号 73 番を審議いたします。 番号 73 番は、立山委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、立山委員には、ここで、退席をお願い いたします。
		(立山委員 退席)
議長	山下	番号 73 番は、平成 30 年 5 月総会の議案第 42 号、農業振興地域整備計画 変更協議に係る番号 17 番で審議されましたところの 5 条申請でございま す。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認める ことに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。ここで立山委員の入室を許可します。 (立山委員 入室)
議長	山下	次に、番号 74 番を審議いたします。 番号 74 番は、平成 28 年 4 月総会の議案第 31 号、農業振興地域整備計画 変更協議に係る番号 8 番で審議されましたところの 5 条申請でございま す。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認める ことに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 7、議案第 84 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に ついては、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第 8、議案第 85 号、非農地証明願の承認についてを議題とい

委員	熊野	<p>たします。</p> <p>まず、21 ページ、番号 34 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、熊野委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 85 号、番号 34 について報告いたします。</p> <p>調査日は 10 月 4 日、調査委員は吉國委員、長岡委員と私、熊野です。</p> <p>別紙説明資料は 21 ページから 23 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町のさかうえから駒水酒店方向に向かい、有限会社川畑工務店の作業場がある東側にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は雑種地、南側は畑、西側も畑です。</p> <p>ここは、狭小な土地であり、20 年以上耕作されておらず、原野化したものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方よろしくようお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 35 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、吉國委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>議案第 85 号、番号 35 を報告いたします。</p> <p>調査日は 10 月 4 日、調査委員は長岡委員、熊野委員と私と、事務局から 2 人でした。別紙説明資料は 24 ページから 26 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p>

		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 65 号南之郷志布志線を志布志から末吉高岡方向へ向かい、途中にある全農サイロ株式会社志布志支店南九州事業所から北へ 200 メートル程進んだ所の西側にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は原野、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は宅地です。</p> <p>昭和 51 年には農家住宅が、平成元年には農業用倉庫が建築され、以降 20 年以上耕作されず宅地化しているものでした。農地への復元は困難となっております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 36 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、諏訪委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	諏訪	<p>議案第 85 号、番号 36 について報告いたします。</p> <p>調査日は 10 月 4 日、調査委員は吉野委員、立迫委員と私、諏訪でした。事務局からも 2 人同行してもらいました。</p> <p>別紙説明資料は 27 ページから 29 ページです。</p> <p>申請人は、静岡県静岡市清水区梅ヶ谷〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりですのでお目通し下さい。</p> <p>場所は、大隅カントリーゴルフ場入口手前、約 200 メートル手前の下側になっておりました。</p>

		<p>周囲の状況ですが、北側は田、東側は用悪水路、南側も用悪水路、西側は山林です。</p> <p>昭和 61 年に願出人が相続して以降 30 年以上耕作されておらず、山林化したものでございました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 8、議案第 85 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 86 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 86 号非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号 35 の願出人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町安楽字外園 787 番 1 畑 890 平方メートルと、同じく 787 番 6 畑 141 平方メートルと、同じく 787 番 9 畑 236 平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、市道 6 号安楽線を安楽小学校から港方向へ約 1.1 k メートル進み元東山スタンド近くの三叉路を左折し、更に 100 メートル程進んだところの東側にそれぞれ位置します。</p>



現在、地番787番1と787番6は山林化しており、787番9は原野化しています。

続いて、番号36の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町帖字上牧5635番1 畑3, 397平方メートルのうち688平方メートルでございます。

申請地は、志布志町帖にあるこまみず酒店から市道11号弓場ヶ尾・佐野原線を横峰集落方向へ約230メートル進み、左折し、市道73号横尾下・横峰線に乗り、約250メートル進んだところの北側の土地でございます。現在、宅地化しております。

続いて、番号37の願出人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字平原991番2 畑2, 207平方メートルでございます。

申請地は、県道65号南之郷・志布志線を志布志から末吉高岡方向へ向かい、途中にある内之倉郵便局から150メートル手前の三叉路を左折し、西へ約1kメートル進んだところの西側の土地でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号38の願出人は、福岡県春日市昇町〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字大原4574番2 畑1, 471平方メートルでございます。

申請地は、志布志から串間へ向かう県道3号日南・志布志線から倉園橋を渡り、旧八野小学校へ向かう市道68号池野・和田線に乗り、北へ約600メートル進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。

最後に、番号39の願出人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、有明町蓬原字前畑3232番 畑1, 670平方メートルでございます。

申請地は、県道513号宮ヶ原・大崎線を蓬原小学校から北へ約3.6kメートル進んだところを右折し、蓬原中野自治会内の農道に入り、東へ約400メートル進んだところの東側の土地でございます。現在、山林化しております。

		<p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号35から38を立山委員、福岡委員、池袋委員、番号39を萩迫委員、山迫委員、中之内委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第86号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第87号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について審議いたします。</p> <p>議案第87号、番号38番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する 法律第31条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p> <p>それでは事務局、説明して下さい。</p>
議長	山下	はい議長。
次長兼係長	高迫	<p>それでは、議案第87号の 農用地 利用集積 計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、25ページから26ページとなっております。</p> <p>最初に25ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は 平成30年10月31日で、樹園地が4,736㎡です。所有権を移転する者1人、所有権の移転を受ける者1人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、26ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>26ページの番号38の所有権を移転する者は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>設定面積は、1筆で4,736㎡の畑で、土地代金は378万8千8百円です。移転時期等につきましては、平成30年11月12日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員 入室)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第87号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、27ページから56ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書27ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年10月31日で、始期は平成30年11月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は、12月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2万383㎡、畑が15万1,769㎡で、樹園地が9万3,644㎡で、合計しますと26万5,796㎡となり、うち更新分は1万3,743㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が49名で、利用権の設定を受けようとする者の数が13名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より36名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、27ページから56ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第87号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定について説明を終わります。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>28 ページ、番号 1 番から、56 ページ、番号 54 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 87 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 88 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p>
<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第88号の農業経営基盤強化促進法に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は58ページから59ページとなっています。</p> <p>58ページ番号29番の申出者、〇〇さんは、松山町新橋〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町尾野見字古渡1153番 3 畑1,449㎡と1197番 1 畑3,379㎡と1201番 4 畑153㎡と1201番 5 畑1,335㎡の 4 筆です。</p> <p>土地の場所ですが、まず、1153番 3 の畑ですが、古渡公民館から第二古渡橋を渡り集落道を約500メートル進んだところを右折して農道に入り、さらに150メートル進み、突きあたりを右折して150メートル程進んだ右手の畑になります。現在畑は、何も耕作してありません。</p> <p>次に順番が不動ですが、1201番 5 の畑を説明いたします。</p> <p>1201番 5 の畑は、古渡公民館から第二古渡橋を渡り、集落道を約800メートル進むと四叉路があります。そこを右折し、左側の 1 番目の畑となります。1201番 4 の畑は1201番 5 の隣の畑になります。1205番 4 の畑から、</p>

さらに50メートル程進んだ左側の畑が1197番1の畑になります。

3筆の畑は、現在、甘藷が作付けしてあり、近日中に収穫されるそうです。

あっせん委員の指名につきましては、隈元委員と池袋委員でご提案いたします。

番号31番の申出者、〇〇さんは、有明町伊崎田〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町伊崎田字字尾5646番1 畑1,951㎡と5646番3 畑2,214㎡の2筆です。

土地の場所ですが、伊崎田の字尾交差点を松山方向に250メートル進んだ道路沿いの右側手前が5646番3の畑でその隣が5646番1の畑になります。2筆の畑は、現在、お茶が作付けしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、萩迫委員と宮脇茂樹委員でご提案いたします。

次に番号32番の申出者〇〇さんは、千葉県佐倉市上志津〇〇番地〇〇棟〇〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。代理人は〇〇さんです。

土地は、有明町原田字清堀2194番4 田908㎡の1筆です。

土地の場所ですが、宇都中学校から公道を南西方向に約450メートル進んだ、左側の道路横の田になります。現在、田は耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、宮脇勇委員と原田委員でご提案いたします。

次に番号33番の申出者、〇〇さんは、愛知県あま市七宝町川部六反田〇〇番地 〇〇-〇〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。代理人は〇〇さんです。

土地は、志布志町内之倉字東原2804番10 畑4,632㎡の1筆です。

土地の場所ですが、出水中学校から上野商店方向へ進み、突き当りを左へ200メートル直進したところを右折して300メートルほど進んだ、左側の畑になります。畑は、現在、耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、長岡委員と池添委員でご提案いたします。

次に番号34番の申出者、〇〇さんは、志布志町安楽〇〇番地〇にお住

		<p>いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町安楽字上原5405番 1 田832㎡と5405番 2 田999㎡と5406番 3 田828㎡と字渡迫5452番 1 畑1,368㎡と5452番 2 畑391㎡と5452番 3 畑1,000㎡と5452番 4 畑449㎡の 7 筆です。</p> <p>土地の場所ですが、まず、5405番 1 の田ですが、あおぞら農協のAコープから県道志布志・有明線を志布志方向へ約 1 k メートル進んだところを、左折して農道に入ります。農道をさらに200メートル程進んだ、道路横左側の田になります。5405番 2 田は、5405番 1 の隣の田になります。5406番 3 の田は5405番 2 の田から北の方角へ20メートル程、進んだところにあります。3 筆の田は、現在、何も耕作がしてありません。</p> <p>次に5452番 2 の畑ですが、5405番 1 の田から農道をさらに50メートル進み、突き当りを左折して、さらに50メートル進んだ右側の畑になります。</p> <p>5452番 1 の畑は、5452番 2 の隣の畑で、5452番 2 の隣の畑が5452番 3 の畑で、5452番 3 の隣の畑が、5452番 4 の畑になります。4 筆の畑は、現在、何も耕作してありません。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、吉野委員と神宮司委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 88 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>